

内閣参質一八三第二七号

平成二十五年二月二十一日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 麻生太郎

参議院議長平田健二殿

参議院議員荒井広幸君提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二及び三について

お尋ねの「「国民監査請求制度」の創設」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関する統制を徹底させる立場をとっていること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されるべきことなどから、慎重な検討を要するものと考えている。

